

東北医科薬科大学機関リポジトリ運用指針

平成 26 年 1 月 17 日

図書委員会制定

改正 平成 28 年 7 月 8 日

(趣旨)

- 1 この指針は、東北医科薬科大学（以下「本学」という。）において運用する東北医科薬科大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に必要な事項を定めるものである。

(目的)

- 2 リポジトリは、本学において作成された教育・研究活動の成果物（教育資源・研究成果等、以下「コンテンツ」という。）を収集・整理・保存し、ネットワークを通じて無償で公開することにより、本学の教育・学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

(管理・運用)

- 3 リポジトリの管理及び運用は、図書館が行うものとし、管理運用に関する必要な事項の検討は図書委員会が行うものとする。

(提供者)

- 4 リポジトリにコンテンツを提供できる者（以下「提供者」という。）は、以下のとおりとする。
 - (1) 本学の教職員
 - (2) 本学大学院に在籍する者
 - (3) 提供対象コンテンツを作成した時点で、本学に在籍していた者
 - (4) 本学から学位を授与された者
 - (5) その他、図書館長が認めた者

(対象コンテンツ)

- 5 リポジトリに登録することができるコンテンツは、以下に掲げる要件を満たすものとする。ただし、法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであることとする。
 - (1) 学術的なコンテンツであること
 - (2) 提供者が作成に関与したコンテンツであること
 - (3) その他、2. の目的に合致するもの

(登録申請)

- 6 コンテンツを提供しようとする者は、原則としてリポジトリ個別登録申請書によって申請を行うものとする。

(登録の決定)

- 7 登録の決定は、図書館長が行うものとする。ただし、図書館長は、登録について疑義があるときは、図書委員会の意見を聞き判断するものとする。

(登録申請適用除外)

8 本学で発行される研究誌及び教養教育関係論集については、原則として、すべてリポジトリに登録するものとする。

(利用許諾)

9 図書館は提供するコンテンツの公開にあたっては、提供者から、以下について許諾を得るものとする。

- (1) コンテンツ本体の画面での閲覧
- (2) コンテンツ本体のプリントアウト
- (3) コンテンツ本体のダウンロード及び保存
- (4) コンテンツの参照及び引用

(共著者等がいる場合の許諾)

10 提供しようとするコンテンツに共著者（若しくは作成に深く関わり著作権を有する者）がいる場合は、あらかじめ提供者がこれらの許諾を得るものとする。

(コンテンツの取扱い)

11 図書館は、以下の方法によりコンテンツを取扱うものとする。

- (1) リポジトリに登録されたコンテンツ等の全文を複製し、リポジトリを構築するサーバーに格納する。
- (2) ネットワークを通じて、(1)の複製物を不特定多数に無償で公開する。
- (3) 保存及び利用可能性維持のための複製又は媒体変換を行う。

(利用条件)

12 図書館は、リポジトリに登録されたコンテンツの利用にあたっては、以下のことを遵守する。

- (1) 11.に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
- (2) 公開されたコンテンツを利用する者に対し、著作権に関する法令を遵守するように周知する。

(コンテンツの削除)

13 図書館は、以下のいずれかに該当する場合には、リポジトリに登録されたコンテンツを削除することができる。

- (1) 提供者が、理由を付して削除の申請を行い、それを図書委員会が承認した場合。
- (2) 図書委員会が公開は適当でないと判断した場合。

(免責事項)

14 本学は、リポジトリに登録されたコンテンツを利用することで発生したいかなる損害についても、責任を負わないものとする。

(その他)

15 この指針に定めない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

この運用指針は、平成 26 年 1 月 25 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 8 日）

この運用指針は、平成 28 年 7 月 8 日から施行する。